
令和7年 壱岐市議会定例会 1月会議会議録(第1日)

議事日程(第1号)

令和7年1月20日 午前10時00分開会(開議)

日程第1	会議録署名議員の指名	2番 樋口伊久磨 3番 武原由里子
日程第2	会期の決定	341日間 決定
日程第3	審議期間の決定	1日間 決定
日程第4	諸般の報告	議長 報告
日程第5	報告第1号	市長、企画振興部部長 説明、質疑あり
日程第6	議案第1号	総務部部長 説明、質疑あり、委員会付託省略、討論あり、可決
日程第7	議案第2号	総務部部長 説明、質疑あり、委員会付託省略、討論あり、可決
日程第8	議案第3号	総務部部長 説明、質疑なし、委員会付託省略、討論あり、可決
日程第9	議案第4号	財政課課長、市民部部長、企画振興部部長、農林水産部部長 説明、質疑あり、委員会付託省略、討論なし、可決
日程第10	議案第5号	保健環境部部長 説明、質疑なし、委員会付託省略、討論なし、可決
日程第11	議案第6号	保健環境部部長 説明、質疑なし、委員会付託省略、討論なし、可決
日程第12	議案第7号	総務部部長 説明、質疑なし、委員会付託省略、討論なし、可決
日程第13	議案第8号	建設部部長 説明、質疑なし、委員会付託省略、討論なし、可決
日程第14	議案第9号	建設部部長 説明、質疑なし、委員会付託省略、討論なし、可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 松本 順子君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 山内 豊君	6番 中原 正博君
7番 山川 忠久君	8番 植村 圭司君
9番 清水 修君	10番 土谷 勇二君
11番 音嶋 正吾君	12番 豊坂 敏文君
13番 中田 恒一君	14番 市山 繁君
15番 赤木 貴尚君	16番 小金丸益明君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 村田 靖君 議会事務局次長 松永 淳志君
議会事務局書記 柳原 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長 -----	篠原 一生君	副市長 -----	中上 良二君
教育長 -----	山口 千樹君	総務部部長 -----	平田 英貴君
企画振興部部長 -----	塙本 和広君	市民部部長 -----	吉田 博之君
保健環境部部長 -----	草合 正吉君	農林水産部部長 -----	松嶋 要次君
建設部部長 -----	平本 善広君	消防本部消防長 -----	山川 康君
総務課課長 -----	横山 将司君	財政課課長 -----	原 裕治君
会計管理者 -----	篠崎 昭子君		

午前10時00分開会

○議長 (小金丸益明君) 皆さん、おはようございます。

令和7年壱岐市議会定例会は本日開会となります。本年が壱岐市及び市民皆様にとって希望あふれる健やかな1年となります。議員一同尽力してまいりますので、市民皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和7年壱岐市議会定例会を開きます。

これより1月会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小金丸益明君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、樋口伊久磨議員、3番、武原由里子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（小金丸益明君）　日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月26日までの341日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君）　異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から12月26日までの341日間と決定いたしました。

日程第3. 審議期間の決定

○議長（小金丸益明君）　日程第3、審議期間の決定を議題とします。

1月会議の審議期間につきましては、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君）　異議なしと認めます。よって、1月会議の審議期間は本日1日と決定いたしました。

日程第4. 諸般の報告

○議長（小金丸益明君）　日程第4、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

ここで、篠原市長より発言の申出があつておりますので、これを許します。篠原市長。

[市長（篠原一生君）登壇]

○市長（篠原一生君） 令和7年壱岐市議会定例会の開会並びに1月会議の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

市民皆様並びに議員各位におかれましては、お健やかに輝かしい新年をお迎えになられたこととお喜び申し上げます。本年は、「変化と進化」をテーマに、干支の蛇のように柔軟かつ強靭なまちづくり、そして、壱岐新時代の実現に向けて全力で市政運営に当たつてまいる所存でございますので、御理解、御協力のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、1月13日午後9時19分頃、日向灘を震源とするマグニチュード6.6、宮崎県で震度5弱を観測する地震が発生し、長崎県内では最大で震度3、本市で震度2を観測いたしました。本市においては、この地震による被害等は確認されておりません。

なお、この地震により、宮崎県及び高知県の沿岸に津波注意報が発表されました。地震の発生から約2時間半後に解除されました。

近年では、日本各地において、こうした地震、大雨、台風等の自然災害が頻発しており、いつどこでこうした災害に見舞われるか予測が困難な状況にあります。

市としましては、引き続き関係機関と十分連携を図り、防災対策に万全を期してまいりますので、市民皆様におかれましては、早めの警戒や日頃の備えなど、さらなる防災意識の向上に努めていただきますようお願いいたします。

さて、早いもので1月も半ばを過ぎましたが、1月5日の壱岐市消防出初式を皮切りに、壱岐の島新春マラソン大会、壱岐市成人式典、二十歳の集いと新年の幕開けを飾る大きな行事を、市民皆様をはじめ関係者皆様の御理解と御協力により、滞りなく開催することができました。この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

次に、今週24日には、いよいよ春の甲子園第97回選抜高等学校野球大会21世紀枠2校が決定されます。壱岐高校野球部の甲子園出場を、選手、部員皆様、関係者皆様、そして市民皆様とともに心から願つております。壱岐市においては横断幕やポスターの設置など、市挙げての盛り上がりを見せております。さらには、多くの壱岐市御出身の方をはじめとする島外の皆様からも広く応援をいただいております。

その全国の皆様から応援していただく一つの手段として、個人版のふるさと納税制度を活用し、寄附を募集しているガバメントクラウドファンディングの状況につきましては、現在300万円を超える寄附が集まっております。市としましては、引き続き同校野球部の甲子園出場に向けて、市民皆様また全国の応援くださる皆様とともに支援等を行つてまいりますので、御理解、御協力

のほどよろしくお願ひいたします。

本日提出しております案件は、壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告1件、人事院勧告に係る条例の一部改正に係る案件3件、物価高騰対策並びに人事院勧告関連等の予算案件6件でございます。

何とぞ慎重に御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

本年も、市政運営に誠心誠意全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに市民皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

[市長（篠原一生君）降壇]

日程第5. 報告第1号

○議長（小金丸益明君） 日程第5、報告第1号を議題とします。

本件についての報告を求めます。篠原市長。

[市長（篠原一生君）登壇]

○市長（篠原一生君） 本日提出の報告及び議案等につきましては、各部長等より御説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

[市長（篠原一生君）降壇]

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

[企画振興部部長（塚本和広君）登壇]

○企画振興部部長（塚本和広君） おはようございます。

報告第1号について御説明いたします。

令和5年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3、第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社への予算の執行の適正化等を図る観点から、本市が資本金等の4分の1以上、2分の1未満の出資をしている法人等で、市長の調査等の対象となる法人を定める条例第2条に規定する法人において行うものでございます。

当法人は、昨年11月27日に定期株主総会が開催されましたので、これを受け報告するものでございます。

壱岐クリーンエネルギー株式会社への出資比率は、25.5%でございます。

令和5年度の経営状況報告でございますが、2ページから3ページは事業経過報告書でござい

ます。

4ページ、令和5年度風力発電事業実績表をお開き願います。

表の拡大をお願いいたします。

表の上段が月ごとの集計値、下段が1日当たりの平均値となっております。

稼働状況につきましては、12月16日から1月17日にかけて、ヨーモーターの破損による稼働停止、また9月21日から落雷被災による稼働停止があつております。

売電金額の列を御覧ください。

売電金額合計は、9,853万7,071円となっております。昨年度が9,319万1,208円ですので、534万円程度増加しております。

6ページは、監査報告書でございます。

7ページをお開きください。

貸借対照表でございます。資産の部、流動資産は5,101万5,566円、固定資産は3億9,377万7,616円、繰延資産は42万8,888円で、資産の部合計が4億4,522万2,070円でございます。

次に、負債の部合計は4億3,520万6,535円でございます。

次に、純資産の部合計は1,001万5,535円でございます。

負債及び純資産の部の合計は、4億4,522万2,070円でございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

損益計算書でございます。

売上高は、9,853万7,071円でございます。

売上原価は7,445万1,662円で、9ページに内訳を記載しております。

売上総利益は2,408万5,409円となり、そこから販売費及び一般管理費1,563万258円を差し引いた営業利益は845万5,151円でございます。

また、営業外収支を含めた経常利益は、319万34円でございます。

特別利益である機器の故障等に伴う受取保険金を加えた税引き前の当期純利益は761万4,134円となり、税引き後の当期純利益は639万6,834円となっております。

10ページをお開きください。

株主資本等変動計算書でございます。当期末の純資産の部合計は、1,001万5,535円となっております。

以上で、報告第1号令和5年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告を終わります。

[企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇]

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。

4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） まず1つ、壱岐クリーンエネルギー株式会社の令和5年度と令和6年度の役員体制がどうなっているかというのと、報酬は幾ら払われているのか。これまで二十数年会社が続いているわけですが、赤字のときもあれば純益あったときもあるという中で、役員報酬は欠かさず支給されている。

それから、新市長になっても新市長がもらっていらっしゃるということなのかというところをまずお聞かせください。

2番目、これも毎年問題にしているんですが、壱岐クリーンエネルギー株式会社の所在地は、ホームページ、インターネットを見ると、株式会社なからと同じであり、同なからグループの一つとして、会社のPRとしての企業になっているわけですね。第三セクターということであるのにもかかわらず、一企業の、一つの企業というふうに位置づけられている。これは改善すべきではないかというふうに意見を毎年言っているわけですが、一応話をするというふうに言われておりますが、改善がないというふうに思われますが、このあたりどう考えているのか。

それから3点目、壱岐クリーンエネルギー株式会社、経理関係、どこが当たっているのか。担当者に対して給料が払われているのか。そのあたりの経理の実態は、どういう会社としての機能を果たしているのか。損益計算書あたりを見ても見えないので、そのあたりの説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1つ目の壱岐クリーンエネルギー株式会社の役員体制と報酬額につきましては、令和5年度が代表取締役1名で報酬額は200万円、取締役3名で報酬額は1人当たり70万円、監査役3名で報酬額は1人当たり10万円となっております。

令和6年度も令和5年度と同様ですが、篠原市長が新たに取締役に就任のため、取締役は4名となっております。

なお、篠原市長の報酬につきましては、現在、壱岐クリーンエネルギー株式会社の完全民営化に関する協議も進められておりすることから、報酬は不要であるとの意向を市長自ら同社に伝えられております。

なお、役員報酬につきましては、これまで支給されてきております。

次に、2つ目の御質問ですが、壱岐クリーンエネルギー株式会社は、平成11年に旧芦辺町と株式会社なからによる第三セクター方式で設立された企業であり、現在は壱岐市と同社との第

三セクター企業でございます。

第三セクター企業を含め、会社等を設立する際の本店所在地については、法的な制限は特にございません。壱岐クリーンエネルギー株式会社の本店所在地が、株式会社なかはらの本店所在地と同じになっていることも、特に問題はないと考えております。

また、企業なかはらグループの一つとなっているとの御指摘でございますが、第三セクター企業とその構成員である地方公共団体及び民間企業とは、法的に別個の人格であることは言うまでもございません。

グループの一つという点につきましては、株式会社なかはらのホームページにおいて、壱岐クリーンエネルギー株式会社がグループ企業として紹介されていることに関して、過去にも御指摘をいただいておりましたので、市としましては、同社にホームページの内容の見直しについて相談をさせていただいているところです。

3つ目の御質問ですが、壱岐クリーンエネルギー株式会社の経理事務につきましては、株式会社なかはらの社員が担当をされております。

壱岐クリーンエネルギー株式会社から株式会社なかはらに対して、経理事務委託に関する費用について、事務費として支出されております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 会長が200万円、それからあと3名ですが、会長200万円をもらっているというのは、株式会社なかはらの中原達夫さん、それからあと70万円の手当をもらっている取締役は野見山さん、中原さん、そして市長というこの3名であるというふうでよろしいでしょうか。

それから、この役員報酬はずっと出されてきているということですが、一般企業であれば、株式配当ということで一定の配当が下りるわけですが、そういう配当は壱岐市に下りたことはないわけですから、そういう面で、第三セクターの役割として、公益性・公共性において、電気を供給しているということですが、市民に対して何らかの利益をもたらしたことは一度も直接的にはないんではないかなと、そういう面で公益性の問題点、それから役員報酬の支払いとしての問題点、一企業の役員に対して報酬が出されている点は、やっぱり公益性として問題だと思いますが、そのあたりはないのか。

それから、2番目のなかはらグループとしての申し入れている、やっぱりきちんと強く改善を求める必要はないのかと、何となくこういう意見が出るとからこうすべきじゃないかみたいな、何かそういう強い改善の話はずっと進んでいないという点は問題だと思いますが、その点。

3番目の経理の問題をなかはらにも、一定事務的なものを任せとる、まさになかはらグループ

そのものじやないですか。そういう体制からやり方から、それから1点目の報酬からいって、第三セクターと言いながらも、全くなかはらそのものの中での経営ということで成っている。そういう点で、やっぱり第三セクターとしての役割という点では歪んでいるというふうに思いますが、その点での認識はないわけですか。以上、2点お願ひします。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 山口議員の再度の御質問にお答えをいたします。

取締役につきましては、先ほど申された3名ということでございます。

それから、配当につきましては、これまで2回あっております。

それから、なかはらグループとしての件でございますけども、第三セクターとして、株式会社なかはらと壱岐市が出資をしておるわけでございますけども、それにつきましては、先ほど申しましたように別個の会社でございますんで、特に問題はないというふうな形で考えております。

それから、経理につきましても、これも第三セクターである壱岐クリーンエネルギーが、株式会社なかはらに経理を委託しているということで、事務費を支出しているということでございませんで、こちらについても何ら法的に問題はないと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 鈴秀君） 今言われたように、役員も会長が中原達夫さんであるし、それから取締役も野見山さん、中原さんというふうで、まったく株式会社なかはらの経営体制と変わらない、そういう人たちが関わっている。そして、その人たちが経営に関わり報酬をもらっている。だから、会社の、クリーンエネルギー株式会社の運営の中で、それだけ利益がそちらへ流れていると、報酬が与えられていると、そういう流れですよね。それから、事務のほうもなかはらにお任せと、そういうふうにもうなかはらと一体のものとしてずっと進んできていると、そういう状態ですよね。

だから、表向きは第三セクターであるけども、もうなかはらそのものという点を問題にすべきじゃないかなというふうに私は思います。

その点で、最後の経理のところで、監査のところで、損益計算書のところで、事務費が163万6,364円計上されていて、これがなかはらへの事務委託のお金なのかというふうに思いますが、これが毎年一緒なんです。ここ、令和3年度、4年度、5年度、なぜこんな細かい点まで、これはなかはらとの契約で163万6,364円にするよという事務委託の契約の金額なのか、なぜこういう金額になるのか、それをお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

経理の事務委託につきましては、月15万円を第三セクターのクリーンエネルギーからなかはらのほうにお支払いをしております。年間180万円になります。

損益計算書については、税抜きの表記をしておりますので、160万円幾らという形になっております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第6. 議案第1号～日程第7. 議案第2号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第6、議案第1号及び日程第7、議案第2号の2件を一括議題とします。

提出議案の説明を求めます。平田総務部長。

[総務部部長（平田 英貴君） 登壇]

○総務部部長（平田 英貴君） おはようございます。

議案第1号及び議案第2号を続けて御説明をいたします。

なお、議案第1号から議案第3号につきましては、提案理由等に共通するところがありますので、全体的な御説明をさせていただきます。

当該3議案の提案理由でございますが、昨年の人事院勧告を受け、国の給与関係法案の改正がなされており、これに準じて市の関係する条例を改正するものでございます。

国の法案改正については、人事院勧告どおりの改正がなされており、昨年12月17日に可決・成立し、12月25日に公布されております。

本市におきましては、これまで国家公務員の取扱いを基本とし、職員の給与関係条例を改正してきたところであります。また、市長、副市長、教育長、市議会議員につきましても、国家公務員の特別職等の給与に関する取扱いの状況を踏まえ、これまで同様に国に準じた改正を行う内容としております。

なお、県内各市町の情勢といたしましては、いずれも国・県に準じた取扱いとする方針であることを把握いたしております。

それでは、それぞれの議案を説明させていただきます。

議案第1号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明

いたします。

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過につきましても冒頭説明したとおりでございます。改正内容につきましては、参考資料で御説明をさせていただきます。

参考資料1をお開き願います。

2の主な改正内容を御覧ください。

今回の改正は、市議会議員の期末手当の支給率についての改定・調整でありまして、令和6年12月分の支給率を現行の100分の170から100分の175に改正するもので、第1条に規定するものでございます。

次に、令和7年度の支給率を6月分、12月分それぞれ100分の172.5に改正するもので、第2条に規定するものでございます。

これにより、令和6年度、7年度、いずれも年間支給率は100分の345となり、令和5年度までと比較し、100分の5を上乗せするものでございます。

新旧対照表につきましては、議案関係資料1の1ページから2ページに載せておりますので、後ほど御確認をいただきたいと思います。

附則としまして、第1項は、ただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定しております。

第2項は、第1条の適用を令和6年12月1日に遡及適用することを規定しております。

第3項は、改正条例施行後における令和6年度分の期末手当の内払い及び差額支給について規定をいたしております。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過につきましても冒頭説明したとおりでございます。参考資料2をお開き願います。

2の主な改正内容を御覧ください。

今回の改正は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率についての改定・調整でありまして、議員同様に令和6年12月分の支給率を現行の100分の170から100分の175に改

正するもので、第1条に規定をいたしております。

次に、令和7年度の支給率を6月分、12月分それぞれ100分の172.5に改正するもので、第2条に規定するものでございます。

これにより、令和6年度、7年度、いずれも年間支給率は100分の345となり、令和5年度までと比較し、100分の5を上乗せするものでございます。

新旧対照表につきましては、議案関係資料1の3ページから4ページに載せておりますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

附則として、第1項は、ただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定しております。

第2項は、第1条の適用を令和6年12月1日に遡及適用することを規定しております。

第3項は、改正条例施行後における令和6年分の期末手当の内払い及び差額支給について規定をいたしております。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

[総務部部長（平田 英貴君） 降壇]

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑の通告があつておりますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第1号、第2号、まとめて説明がありましたので、同じような質問内容でありますので、2つの点でお答え願えればと思います。

それぞれ議員、市長、副市長、教育長の期末手当の値上げの理由を言われましたが、人事院勧告だと、その他の自治体が上げていると、上げる方向だと、だから上がるんだと、そういうことありますが、その他で、議員、市長等の値上げについては、やっぱり市民の今の経済状況とか、日本の経済状況とか、様々な外的な影響も考慮して、状況を鑑みる必要があるんではないかと思いますが、そういう点で、市民生活等の今の状況、物価高騰等の状況等を鑑みたことは、考えはこの中になかったのかという点。

それから、他の自治体も同じように上げると言いますが、上げなかつた自治体、上げようとしていない自治体はあるんではないかと思う。そのあたり、上げることにまだなっていない自治体はないのか。全て壱岐以外は上げるというふうな観点での上げ方というふうに言われるのか。そのあたり上げないよというところはないのか、そのあたりの実態の把握を説明お願いできますか。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、通告でいただいたおりました分について答弁をさせていただきます。

議員、そして市長、副市長及び教育長を引き上げを行う理由は何かということでございますけれども、議員、そして市長、副市長、教育長の期末手当の支給割合については、国の特別職の職員の給与に関する法律で規定されている支給割合に準拠をしております。

国の特別職の報酬等については、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて行われており、昨年12月25日に特別職の職員の給与に関する法律が改正をされ、期末手当の支給割合が年間100分の340から100分の345に引き上げられており、壱岐市議会議員、そして市長、副市長、教育長の期末手当についても準じた改正を行おうとするものでございます。

それと、御参考までにですけども、壱岐市議会議員、そして市長、副市長、教育長の期末手当の支給割合については、これまで上がる場合も下がる場合も、国、県並びに他市の状況を踏まえ改正を行ってきたところでございます。

それと、人事院勧告に準拠をしなくてもよいのではないかということでございますけれども、これまで人事院勧告に準じて支給割合を決めてまいったところでございますが、それは毎年、政治的・意思決定と離れたところで、多くのデータを分析し、判断・決定されている人事院勧告に基づいて、そして他市の状況等も踏まえて人事院勧告を準拠してまいったところでございます。

それと、物価高騰の中で今回上げる必要があるかないか、その辺の検討はしたのかというところでございますけれども、国の人事院勧告もありますけれども、長崎県においても人事院勧告がございます。長崎県では、今年度は、企業の規模が50人以上の従業員を雇用されてある事業所、451事業所のうち無作為に抽出をした140事業所を対象として、民間給与等の実態調査が行われております。その結果、国の人事院勧告と同じ、つまり今回本市が改正を行っている内容と同じ内容の勧告が長崎県においてもなされております。県内の企業、事業所を対象とした調査が行われておりますので、実情に近い状況になると判断をいたしたところでございます。

また、物価高騰の中で市民の生活が苦しいときに期末手当の引上げを行うということがいかがかというところでございますけれども、物価高騰の中で民間給与が引き上げられたことによりまして、本年の人事院勧告で官民給与の格差が示されたものというふうに考えております。

また、他市で人事院勧告に準拠していない自治体があるのではないかということでございますけれども、冒頭御説明をいたしましたけれども、長崎県内につきましては、全ての自治体で人事院勧告を準拠した改正の提案がなされて、既に4市町では12月で提案をされて可決をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 一般地方公務員については、私は人事院勧告に沿って、やっぱり

上げる必要がある。この物価高の中で、公務員の皆さんも大変な状況にあるということは分かりますが、一方、議員、私たちとか、それから市長、副市長、教育長の特別職というふうに言われるところは、十分、人事院勧告だから上げるんだということでは、市民のほうが理解していただけないんじゃないかなと。やっぱり状況を見て、とどまつて、市民の生活状況を鑑みて、今回は上げませんよという、そういう市民的な感情に寄り添うような、そういう判断というのはなされない。ただもう特別職であろうが、一般公務員であろうがという、そういう状況を言われますが、もう一度そういう市民の生活状況に寄り添う判断というのは必要だと思いますが、その点ではどうですか。

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 山口議員の再質問にお答えをいたします。

市民の感情に寄り添った提案が必要ではなかろうかという御意見だったと思いますけれども、まさにこれまで特別職、そして議員の皆さんの方につきましては、人事院勧告をよりどころとしてこれまで提案をさせていただいてきたところでございます。

議員が言われるように、そういう市民感情等もあろうかと思いますけれども、まさにこの場で提案をさせていただいたことに対しまして、議員皆様で御審議をいただいて適正な判断をしていただければというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小金丸益明君） いいですか。

以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号及び第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号及び第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 鉄秀君） 議案第1号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

市民から、ガソリン、灯油、食品等の価格の大幅な値上がりで、生活が苦しくなったとの声が広がっております。農業では、飼料代、肥料代の高騰が続き、一方で子牛の値段が下がって、農家の収入が減り、農業経営の厳しさがますます広がっております。漁業でも魚が取れない、魚が安い、そして燃油代の高騰が続いている、収入が減るばかりであります。年金生活の高齢者は、

年金が減る一方で、医療や介護の保険料の負担が増え、病院での医療費の負担増で生活の不安を抱えています。市民の賃金は、物価高騰が続く中で実質的に下がってきています。

市は、今回の議員の期末手当の引上げ理由として、人事院勧告と他の自治体も引き上げる状況にあることを挙げております。

しかし、議員の給与は昨年4月に引き上げたばかりであります。また、昨年10月からは政務活動費が月1万円ずつ議員に支給されるようになりました。そのような中で、市民が大変な苦境の中で、今回の期末手当の引上げは市民の理解が得られず、市民の信頼を高めることにつながらないと思います。

市民代表である議員として、市民の苦境に寄り添い、市民の理解を得ることに程遠いこの議案に対して反対とします。

次に、議案第2号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、反対の討論を行います。

市は、今回の市長、副市長、教育長の期末手当の引上げ理由として、人事院勧告と他の自治体も引き上げる状況にあることを挙げております。これでは市民の理解は得られないと思います。

市民生活は今までになく物価高騰が続き、一方で賃金も年金も上がらず大変な生活になっています。国は、国民生活の状況を見て、低所得者に緊急に住民税非課税世帯に3万円の支給をするほどの状態であるわけです。

市長、副市長、教育長の給与を昨年4月に引き上げたばかりであります。その上で、今回の期末手当の引上げは、市民の生活状況や市民の声をしっかりと聞いて判断すべきではありませんか。今回の引上げは、市民の理解が得られるとはとても思えません。政治への信頼を高めるには、市民生活を第一に考えた施策が求められると思います。

市民生活の向上、福祉増進のために、市政が大きく動くことを求めて反対といたします。

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。松本議員。

○議員（1番 松本 順子君） 議案第1号市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を一部改正する条例について、反対討論を行います。

今、山口議員がおっしゃったことに、私もほぼ同じ考え方を持っております。その上で、同じことはもう申しませんけれども、これは市民感情をさらに逆なもの以外のものではないと思っております。市三役の引上げも合わせて一般財源に入れ、老朽化したインフラの整備や災害復旧の費用、市民福祉充実のための財源の足しにして市民生活の役に立てていただきたく、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第1号及び第2号を一括して採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第1号及び第2号は、原案のとおり全て可決されました。

日程第8. 議案第3号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第8、議案第3号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。平田総務部長。

[総務部部長（平田 英貴君） 登壇]

○総務部部長（平田 英貴君） 議案第3号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過についても、冒頭、議案第1号、第2号の際に御説明したとおりでございます。

この議案第3号の改正条例は、第1条から第4条及び附則の構成となっておりまして、改正しようとする本則は、条例の種類、適用日の違いにより分ける条立ての改正方法を取っております。

第1条と第2条に職員の給与に関する条例を改正する規定を、第3条と第4条に任期付職員の採用等に関する条例の改正を規定しております。

参考資料3をお開き願います。

2の主な改正内容を御覧ください。

まず、（1）の壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正は、第1条関係で令和6年4月1日に遡及して適用するもので、改正内容をアからカまでに記載しております。

アの正規職員の期末手当の支給割合を年間100分の245から100分の250とし、100分の5引き上げる旨を定めております。また、再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を年間100分の137.5から100分の140とし、100分の2.5引き上げる旨を定めています。

次に、イの勤勉手当の支給割合は年間100分の205から100分の210とし、100分

の5引き上げる旨を定めております。また、再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を年間100分の97.5から100分の100とし、100分の2.5引き上げる旨を定めております。

次に、ウからカは給料表について改定しております。

行政職給料表は国に準じて改定しており、行政職給料表においては、初任給を大卒2万3,800円、高卒2万1,400円引き上げるなど、若年層に重点を置きつつ、給料表全ての号給を引き上げ、改定し、平均改定率は3.0%となっております。

行政職以外のその他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本とした改定を行っております。

次に、（2）も同じく壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもので、第2条関係で、令和7年4月1日から適用するもので、改正内容をアからケまで記載しております。

まず、アの扶養手当の見直しについて、段階的に配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げることを規定しております。

この改正により、配偶者に係る扶養手当は、6年度までの月額6,500円から、令和7年度には月額3,000円、8年度には廃止となり、子に係る扶養手当は、6年度までの月額1万円から、7年度には月額1万1,500円、8年度には月額1万3,000円となる旨を定めております。

次に、イですが、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を対象とし、住居手当の支給を新たに追加する改正を行っております。

次のウは、管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大を行っており、現行は午前零時から午前5時までが対象ですが、改定後は午後10時から午前5時までと対象となる時間帯の拡大を行っております。

次のエとオは、期末勤勉手当の支給割合の改正についてで、第1条による改正と年間の支給率としては、変更はございません。この第2条の改正は、引き上げられた月数の部分を6月支給分と12月支給分で均等に分けて支給する改正内容となっております。また、再任用短時間勤務職員についても同様でございます。

カからケまでは、令和7年4月1日から適用する給料表について改定を行うことといたしております。

次に、（3）任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございますが、本条例の対象となる職員は現在在職しておりませんが、正規職員同様国に準じた改正を行っております。

第3条に、令和6年4月1日に遡及して適用するものを規定しております。任期付職員の期末手当の支給割合を年間100分の340から100分の345とし、100分の5引き上げ、給料表についても国に準じて改定しております。

次に、（4）ですが、第4条として令和7年4月1日から施行するものを規定しております。その内容は、任期付職員への業績手当を廃止し、新たに勤勉手当の支給を可能とするものでございます。

これにより、令和7年4月から任期付の期末手当の支給割合は年間100分の190となり、新たに支給する勤勉手当の支給割合が年間100分の175となります。期末・勤勉手当を合わせて年間100分の365の支給割合となり、令和5年度と比較すると100分の25引き上げる内容となっております。

新旧対照表につきましては、議案関係資料1の5ページから13ページに載せておりますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

附則として、第1項、第2項は、ただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定をいたしております。

第3項については、改正条例施行後における令和6年度分の給与並びに給与の内払い及び差額支給について規定をいたしております。

第4項、第5項については、令和7年4月1日から適用される給料表への切替えについて規定をいたしております。

第6項は、扶養手当の見直しについての経過措置を規定いたしております。

第7項は、第1項から前項までに定めるもののほか、この条例施行に関し、必要な事項は市長が定める旨を規定いたしております。

なお、会計年度任用職員の給与条例については、今回改正する条例を提出しておりませんが、その理由は、会計年度任用職員の給与条例には正規職員の給与条例の規定を準用する旨を定めていますので、今回提出している議案第3号壱岐市職員の給与に関する条例が改正されることにより、会計年度任用職員の給料も正規職員と同様に改正が行われることとなりますので、御理解くださいますようお願ひいたします。

以上で、議案第3号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

[総務部部長（平田 英貴君） 降壇]

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。松本議員。

○議員（1番 松本 順子君） 議案第3号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、賛成討論をいたします。

壱岐市は公務員天国とよく聞きますので、グーグルで検索してみたところ、A Iによる概要ではそのような情報はないとのことで、壱岐市の平均年収は427万円、長崎県内21市町村では13位、市長の給与は対馬市と同じく80万円となっていました。

私の介護業界と比較すると、壱岐の民間介護施設で働く正規介護職員の上等級者の年収と高校卒業後の市役所職員の初任給での年収が同じくらいなのではないかなと思います。賃上げを呼ばれている介護職でこれが現状です。介護よりもきつい仕事は幾つもあります。正規職員で働けない人たちがたくさんおられるのが今の日本です。

民間の支給状況に合うように引き上げとされていますが、コロナ禍以降、中小企業の倒産は相次いで起きており、インボイス制度の導入で小さな個人事業者も閉業に追い込まれています。倒産件数は過去最高となっております。国が国内の中小企業に投資してくれないので、経営が苦しい中、従業員の賃上げをしなければならないのは、経営者の首を絞めているのも同然なんです。

現状、経済衰退国日本において、公務員はこのように賃上げされていくわけです。今回の引き上げは若年層の職員に重点を置いてということですので、反対はしませんが、市民の皆さんからちゃんと認められる仕事をしていただきたい。窓口での対応をはじめ、市民へのサービスへの向上、市民福祉の増進に努めていただき、公務員の皆さんにはそのお給料を壱岐にそのお金を落として、壱岐の経済に貢献していただきたいと強く思っております。

以上で、賛成討論とさせていただきます。

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時05分といたします。

午前10時57分休憩

午前11時05分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9. 議案第4号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第9、議案第4号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。原財政課長。

[財政課課長（原 裕治君） 登壇]

○財政課課長（原 裕治君） 議案第4号令和6年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

令和6年度、壱岐市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億610万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258億7,879万2,000円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加・変更は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

今回の補正は、令和6年度国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による給付金事業及び物価高騰対策事業、国の補正予算に伴う事業の追加などにつきまして、補正を行うものでございます。

3ページから5ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正の1、追加は、2款1項総務管理費の住民税非課税世帯支援金給付事業ほか11件の事業につきまして、翌年度に繰り越し使用できる繰越明許費として合計5億8,812万3,000円を計上いたしております。

次のページを御覧ください。

7ページ、繰越明許費の2、変更は、10款災害復旧費に係る繰越明許費を増額するもので、1項農林水産施設災害復旧費に2,048万8,000円を追加し、8,468万8,000円に、2項公共土木施設災害復旧費の現年債補助に500万円を追加し、2,900万円にそれぞれ変更しております。

なお、事業の完了予定及び繰越理由等につきましては、別添資料2、令和6年度1月補正予算

(案) 概要の6ページから8ページに記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

8ページから9ページ、第3表地方債補正の1、変更は、今回の補正予算に係る地方債を追加するもので、計上しております各地方債の限度額を記載のとおり変更を行っております。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

14ページから15ページをお開き願います。

11款1項1目地方交付税の普通交付税は、今回の補正予算に係る一般財源として2億1,240万6,000円を計上しております。

なお、令和6年度の普通交付税につきましては、国の補正予算に伴い再算定が行われ、1億8,327万5,000円の追加交付がなされ、再算定後の令和6年度の普通交付税額は92億6,475万2,000円となっております。

13款分担金及び負担金1項2目災害復旧費分担金の農地等災害復旧費受益者分担金は、8月の台風10号及び9月の豪雨による災害が激甚災害に指定されたことによる補助率増高に伴い、受益者分担金を減額するもので、393万4,000円を減額しております。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、低所得者世帯支援分及び推奨事業分、合わせまして2億4,720万5,000円を計上しております。

16款県支出金2項8目災害復旧費県補助金の農地及び農業用施設災害復旧費補助金は、補助率増高に伴う増額及び11月豪雨に係る災害の追加分を合わせまして、2,247万1,000円を計上しております。

21款諸収入4項5目過年度収入県補助金は、農地及び農業用施設災害復旧費の過年度分補助金312万4,000円を計上しております。

22款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりで、合計8,820万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、歳出全般について、今回、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の補正を行っております。予算書の50ページから54ページに給与費明細書を掲載しておりますので、御参照ください。

今回の補正予算の主な事業内容につきましては、別点資料2、令和6年度1月補正予算(案)概要で説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款総務費1項13目物価高騰対応重点支援事業費の住民税非課税世帯支援金給付事業は、住民税均等割が非課税となる世帯に対し1世帯当たり3万円を給付するもので、1億2,727万4,000円を、次のことども加算分は、住民税非課税世帯の18歳以下の児童に対して1人当たり2万円を給付するもので、842万6,000円を計上しております。

次の物価高騰地産地消応援プレミアム付商品券発行事業は、市内経済の活性化を図るため、プレミアム率6.7%のプレミアム付商品券を発行するもので、7,950万円を計上しております。次のページをお開き願います。

3ページ、同じく2款1項13目の生活物資等物流維持緊急支援事業は、市内の物流維持及び市民生活の安定を図るため、貨物運送事業者に対して補助を行うもので、443万円を計上しております。

このほか、今回計上しております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による事業の詳細につきましては、別添資料3、議案第4号関係資料に記載いたしております。

次のページをお開き願います。

4ページ、5款農林水産業費1項5目農地費の県営事業費は、国の補正予算に伴い実施する県営事業の地元負担金を追加するもので、1,681万4,000円を計上しております。

7款土木費2項3目道路橋梁新設・改良費の道路改良費補助は、国の補正予算に伴い事業費を追加するもので、1億9,222万1,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

5ページ、7款土木費4項1目港湾管理費の郷ノ浦港ターミナルビル改修事業は、ターミナルビル内の空調施設改修を追加で実施するもので、571万1,000円を計上しております。

10款災害復旧費1項1目農地及び農業用施設災害復旧事業費は、11月に発生した集中豪雨による農地、農業用施設の災害復旧費として2,526万6,000円を、2項1目の公共土木施設災害復旧事業費は、同豪雨による公共土木施設等の災害復旧費として500万円を計上しております。

以上で、議案第4号令和6年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

[財政課課長（原 裕治君） 降壇]

○議長（小金丸益明君） 吉田市民部長。

[市民部部長（吉田 博之君） 登壇]

○市民部部長（吉田 博之君） 議案第4号一般会計補正予算（第6号）、住民税非課税世帯支援給付金事業について御説明を申し上げます。

資料3、議案第4号関係資料1ページをお開き願います。

本事業の目的は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得者に対し、給付金を支給することにより生活支援を行うものでございます。

今回の事業内容につきましては、記載のとおり2つの給付金事業となり、全体事業費が1億3,570万円で、財源は全額国費の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用します。

今回は、基準日となる令和6年12月13日に壱岐市内に住所を有する世帯のうち、令和6年度の住民税均等割が非課税となる世帯に対し支援金を支給します。

まず、1としまして、住民税均等割非課税世帯支援金でございますが、4,000世帯を見込んでおりまして、1世帯当たり3万円で、1億2,000万円を計上しております。

次に、こども加算分といたしまして、同対象世帯の中で18歳以下の児童420人を見込み、児童1人当たり2万円で、事業費840万円を計上しております。

給付の方法につきましては、対象と思われる世帯を抽出し、3月までに通知を行い、申請書等により対象要件及び振込先口座を確認後、給付する予定であります。

世帯分とこども加算分の通知、届出、申請まで一緒に対応することとしております。2つの給付金事業の事務費として、730万円を計上しております。

本事業につきましては、令和7年7月31日までが申請期限と定められておりまして、年内に完了しないことが見込まれるため、翌年度へ事業の繰越しを行うよう、繰越明許費を計上しております。

以上で、資料の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

[市民部部長（吉田 博之君） 降壇]

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

[企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇]

○企画振興部部長（塚本 和広君） 私のほうからは、物価高騰地産地消応援プレミアム付商品券発行事業、生活物資等物流維持緊急支援事業について御説明いたします。

資料3、議案第4号関係資料の2ページをお開き願います。

まず、物価高騰地産地消応援プレミアム付商品券発行事業でございますが、事業概要としましては、物価高騰の影響を受けている市民生活及び飲食店や民宿等宿泊施設での飲食機会について、過去最大のプレミアム付商品券を発行し、市民生活及び飲食店や民宿等宿泊施設での消費の下支えと、農業・漁業等へも好影響を及ぼすことで市内経済の活性化を図ることを目的に、プレミアム付商品券を発行するものでございます。

なお、今回の飲食向け商品券の発行効果を高めるため、飲食店や民宿等宿泊施設での壱岐産の農水産物や焼酎等の利用を促してまいります。

発行内容としましては、5,000円分の商品券を3,000円で販売いたします。プレミアム

率は、過去最大の6.7%でございます。

5,000円分の内訳としまして、共通商品券1,000円を4枚、飲食向け商品券1,000円を1枚としております。

総販売数は3万6,000セット、お一人3セットまで購入可能としております。

発行総額は1億8,000万円です。

販売期間は令和7年4月以降、利用期間は販売開始から4か月間、換金期限は利用期間終了から1か月後、販売窓口は記載の4か所としております。

補正予算額は、発行事業費及び事務費を合わせ7,950万円でございます。

次に、3ページをお開き願います。

生活物資等物流維持緊急支援事業でございます。

事業概要としまして、市内の貨物運送事業者は、生活必需品をはじめ医療機器等の生命にも関わる物資の輸送など、市民生活に欠かすことのできない重要な役割を担っていますが、燃料価格等の高止まりに加え、物価・人件費高騰により経営が厳しい状況であることから、市内の物流維持のため補助金を支給するものでございます。

対象事業者といたしましては、補助金の対象となる事業者でございますが、記載の4つの要件に該当する事業者としております。

次に、対象車両についてでございますが、記載の5つの要件に該当する車両としております。

次に、補助金の額でございますが、普通自動車・牽引自動車1台当たり2万6,000円、小型自動車1台当たり1万3,000円、軽自動車1台当たり1万3,000円としております。

申請期間は、令和7年2月28日までとしております。

今回の補正予算の額といたしましては、補助金と事務費を合わせ443万円としております。

以上で、物価高騰地産地消応援プレミアム付商品券発行事業、生活物資等物流維持緊急支援事業についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

[企画振興部部長（塚本 和広君）登壇]

○議長（小金丸益明君） 松嶋農林水産部長。

[農林水産部部長（松嶋 要次君）登壇]

○農林水産部部長（松嶋 要次君） 私のほうからは、農林水産部関係について追加説明を申し上げます。

議案資料3の議案第4号関係資料、5ページをお開きください。

肉用牛経営緊急支援事業について御説明申し上げます。

概要といたしましては、物価高騰に起因した子牛価格の下落によりまして、繁殖農家の経営が厳しい状況にあるため、県が新たに創設した子牛価格下落支援制度と同様の緊急的な支援対策を

実施し、肉用子牛の生産基盤強化及び農業経営の継続と安定を図ることをいたしております。

事業内容は、国の制度である肉用子牛生産者補給金制度が発動かつ長崎県平均価格が全国平均価格を下回った場合に、子牛生産者に対し、販売頭数に応じて四半期ごとに県の制度と同様の差額の3分の1を支援することをいたしております。

事業期間は、県の制度と同様の令和6年4月から令和7年3月をいたしております。

補正予算額は、支援金2,861万2,000円に事務費の23万円を加えまして、2,884万2,000円を予算計上しております。

下段の表には、四半期ごとの支援金の積算根拠を掲載をいたしております。

続きまして、6ページをお開きください。

漁業生産特別支援事業について御説明申し上げます。

概要をいたしましては、漁業用資材の価格が高騰しており、市内漁協が取り扱う出荷用の発泡スチロール箱についても、令和7年1月からさらに10%値上げとなっております。物価高騰対策として、現在実施しております発泡スチロール箱への支援に加え、今回の重点支援交付金を活用した追加支援をいたしまして、1月からの価格上昇分に対して支援を行うことで、漁業者の経費負担を軽減し、生産活動の維持、活性化を図ることとしております。

事業内容は、発泡スチロール箱の令和7年1月からの価格上昇分10%に対して支援することとしております。

対象者は、市内漁協正組合員と準組合員、自営定置をいたしております。

事業期間は、令和7年1月から、箱利用が多い夏場のケンサキイカ漁期であります9月までとしております。

補正予算額は、価格上昇分10%を補助金として900万円を予算計上いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

[農林水産部部長（松嶋 要次君） 降壇]

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。
山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 住民税非課税世帯支給金給付事業についてお伺いします。

1点目は、この支援金の給付ですが、説明だと3月までに通知するというふうなことですが、もう少し細かく給付金の今後の事業の予定をお知らせください。

それから2番目は、その他のところで、対象と思われる世帯というふうに書いてありますが、これまでだったら家計急変世帯とか、そういうのがありました、今回はこういう表現になっておりますが、家計急変世帯とか、何かいろいろ家計によって変化があると思うんですが、どのような状態にある世帯が対象というふうに考えられるのか、その2点をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。吉田市民部長。

○市民部部長（吉田 博之君） 4番、山口議員からの質疑にお答えいたします。

まず、①に支援金の給付する今後の予定はどうなっているのかと、詳細に教えていただければということでございます。

今回の補正予算を御承認いただけましたら、支給に向けて必要な作業、手続、これに動きた
いと思っております。要綱の制定、対象者選定のために個人情報を取り扱うための必要な手続、
これは国等にも行いますけども、行います。それに加えまして、必要な書類の印刷等々も行いた
いと思っております。

その後、対象者をシステムにより抽出し、支給対象となる可能性のある方に対して通知を行
います。通知時期につきましては、先ほど御説明しておりましたとおり、3月までに行われるよう
に進めていきたいと思っております。

その後、通知を受けられた方につきましては、必要な確認事項、いわゆるほかの方に扶養を取
られてないかとか、そんな確認事項もありますし、口座の確認事項等々あります。こちらのほう
の確認事項を行った後、国に対しましても、支給、通知を行ってからの一定期間を設けるという
指示がありますので、それに準じて行いたいと思います。

その後、その通知の確認が取れましたら、振込の手続を行いたいと考えております。

実際の支給につきましては、4月の早い時期には対象世帯の口座の中に振り込むように、振
込が完了できるように計画をいたしております。

次に、対象と思われる世帯はどのような状態にある世帯かというお尋ねでございます。

今回、先ほども御説明しましたとおり、国の通知により、今回の支援金の対象となる世帯は、
基準日現在壱岐市に、住民基本台帳に登録されている世帯で、世帯全員が令和6年度住民税均等
割非課税世帯であるという条件になっております。

説明資料にありますとおり、ただし書がありまして、住民税均等割課税である親族などから世
帯全員が住民税における扶養に取られていた場合は対象外となります。扶養に取られているか取
られていないかという把握 자체が完全にできないため、通知の時点では対象と思われる世帯とい
う表現をさせていただいております。

ですから、今回6年度でございます。既に非課税等々が確定しておりますので、その方に通知
を行うことになり、行われた通知を基に、実際の世帯から、私は例えば市外における親族から扶養
に取られていませんよという確認をしていただくようになります。一部、扶養に取られているか
どうかの確認はできますけども、全ての自治体の情報というのは市のほうでは確認できないため
に、こういった手続になるということで、言葉的に対象と思われる世帯ということになっており
ます。

ただ、基本的には非課税世帯ということになりますので、そこをきっちと正しく正確に、必要な方に、対象となる方に支給するためにこういった手続を行うということと、実際の振込が4月上旬にはなるんじゃないかというふうに考えております。

以上、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 住民税非課税世帯の方の生活を考えたとき、かなりこの物価高で厳しい状況で、支給を待ちわびている、いつ支給されるんだというふうに、私、回っていて言われる方があるんです。

そういう意味で、できるだけ早くという、国のはうも迅速にということは言っておりまますので、迅速にということで行ってほしいと思うんですが、令和6年度住民非課税世帯というのも一応確定、この段階していますよね。そして支給するに当たって、もう以前に同じような支給をやっているということでいくと、振込先もある程度確定していることを掌握できる世帯がありますよね。

その中で、扶養のほうで、扶養が切れるとか、新たに扶養が入ったとか、そのあたり変動があると思うんですが、ある程度市のほうで確定できるところの世帯に対してやっぱり第1弾で、振込を第1弾ですると、そういうことは考えているのかというところをお聞かせください。

それから、第2点目の関わりで、非課税世帯だということでの範囲で、以前あった家計急変世帯ということはもう考慮に入らない、今回は、この給付については、そういうふうで理解しなければならないわけですね。

そういうことでいくと、4月以降に振り込むというのは、やっぱり遅いわけだと思うんです。やっぱりお子さんがあるところでいくと、3月に新入学ということで、買物をするということしていくと、3月中に支給を急ぐという点で、先ほど言ったように迅速だというのと、それから壱岐市が抽出するところで明確にできるところを早くするとか、そういうところはできないのかどうか、そのあたりはどうですか。

○議長（小金丸益明君） 吉田市民部長。

○市民部部長（吉田 博之君） 山口議員の追加の御質問にお答えいたします。

これまでの給付金もそうでございますが、段階を持って通知、支給手続は行っております。ですので、今回も把握できた分からの当然準備というものは行っております。

しかしながらという言い方ではありませんけども、やはりその確認のために、4月の早い段階には振り込めるんじゃないかということを言っておりますが、この場で3月中に振り込む、3月中に振り込むことで準備は進めますけども、確定はできませんので、先ほどのような説明をさせていただいております。

先ほど、それから交付金の把握もなんですけれども、当然マイナンバーとかに交付金のひもづ

けとか出でておりますけども、これも見るためには、先ほど言いましたように、この予算が成立後に、国のはうに所要の手續の必要がなってきます。そいうったところの時間があるということと、実際、交付金手續されている分と、今回受け取る口座というのが、これまでの給付金もそうですが、やはり差異がある、いろんなところがあつて。もう既に口座がないという部分もありますので、そいつた手續のほうに時間がかかるということで、先ほど議員の指摘もありましたとおり、きちんとそれが明確に把握できる部分については、当然、今回市のはうも全てをまとめて一括でしようという話ではなくて、できる部分からやるというのは、これまでの給付金と同じ状況でございますので、御理解していただきたいと思っております。

指摘がありますように、国のはうも速やかにということでございますし、当然市のはうもそこは考えております。そのため、担当職員もかなりタイトなスケジュールでありますけども、一生懸命努力しておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ぜひ、大変予算審議とか年末で忙しい市の職員の方の中で、この事業を進めるには大変な労力が要る、人が要るということありますので、ぜひ早い時期の給付のために努力していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 次に、物価高騰地産地消応援プレミアム付商品券発行事業についてよろしいですか。

○議長（小金丸益明君） あと1回だけですね。大体議案第4号で3回ですからね。今、3回終わりましたから特別に許します。どうぞ。

○議員（4番 山口 欽秀君） そういう事業ごとに3回ずつ聞けないわけですか。

○議長（小金丸益明君） いやいや、議案で3回です。

○議員（4番 山口 欽秀君） 予算審議だとそうならないじゃないですか、予算特別委員会だったら。

○議長（小金丸益明君） 予算特別委員会ですから。

○議員（4番 山口 欽秀君） 予算特別委員会だったらそういうふうになるのに、今回駄目なんですか。

○議長（小金丸益明君） 質疑は3回までと決まっているでしょう、本会議は。

○議員（4番 山口 欽秀君） 予算案に対してですよ。

○議長（小金丸益明君） もういいですか、そしたら。

○議員（4番 山口 欽秀君） いや、しますけど。

○議長（小金丸益明君） 続けてください。

○議員（4番 山口 欽秀君） このプレミアム付商品券、飲食向け商品券が、初めて1,000円入るわけです。飲食店で1,000円を使うという点で、私、いろんな市民の皆さんにこの議案が出てから聞いたんですけども、1人でラーメン屋に行って食べようすると、ラーメンは1,000円かかるないもんですから、この1,000円券使えない。家族で行けば使えると、そういう使い道になるんです。

ですから、1,000円券は極めて使いづらいんではないかというふうに、私は市民の皆さんから声を聞いて、やっぱりもっと汎用性のある商品、いろんな店で商品買える、そういう券がいいんではないかということで思うんですが、この飲食店向けの商品券、狙いは地産地消と言われますが、市民の今の経済状況、無駄遣いしたくないな、外食もあまりそうしないなという人のそういう心からいったら、この飲食向けの商品券というのは、やっぱりちょっと考えるべきではないかなというふうに思いますが、この飲食向け商品券を考えられた一番の目的とか、そういうデメリットについての御意見等はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（小金丸益明君） ほかはいいですか、通告している分は。

○議員（4番 山口 欽秀君） もう一つ、生活物資等維持緊急支援事業で、今回貨物輸送についての支援ですが、ほかにも医療関係とか介護福祉施設とか、そういう支援事業が過去にありました、優先事業、今の物価高等々の優先からといって、やっぱり貨物輸送が第一に来るのかなと疑問を私は思うんですが、その点、優先順位から来た、なぜ貨物輸送事業がまず支援者として上がってきたのか、私は医療・介護等を優先すべきではないかと思いますが、どのような判断でされたのかお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。通告に従いまして答弁をさせていただきたいと思います。

まず、物価高騰地産地消応援プレミアム付商品券発行事業でございますけども、1つ目の通告ですが、共通商品券は食品に限らず、ガソリン等全ての商品購入が市内の全ての店ができるのかという御質問でございますが、先ほど事業概要を説明いたしましたが、重ねて申し上げますと、御承知のとおりロシアのウクライナ侵攻や円安の影響等により、燃料油価格及びたび重なる多くの生活物資の高騰は市民生活に大きな影響を及ぼし、買い控え等により消費が低迷し、経済活動が減退しており、また、物価高騰や感染症の影響等を受け、飲食店や民宿等宿泊施設の利用も激減していることで、壱岐産品の消費も低迷しております。

のことから、今回の商品券発行事業では、市民生活を下支えすることに加え、飲食店や宿泊

施設を利用いただくことにより、壱岐産の農水産品や壱岐焼酎などの消費が拡大することで、農業や漁業へも好影響を及ぼし、市内経済の活性化を図るため、共通商品券と飲食向け商品券の発行に至っております。

共通商品券につきましては、食料品に限らずガソリン等にも使用できるといったしております。

また、利用できる店舗につきましては、店舗側の判断もございますが、全ての店舗で利用可能でございます。

それから、2つ目の飲食向け商品券は市内の全ての飲食店で利用できるのかという質問でございますが、こちらにつきましても、利用できる店舗につきましては、店舗側の判断もございますが、全ての店舗で利用可能でございます。

なお、宿泊施設での御利用につきましては、その施設においての食事や酒類の提供について利用可能でございます。

それから、先ほど1,000円券の話がございましたけども、前回500円券でやっておりました。今回1,000円券にいたしておりますのは、市内経済の活性化、より使っていただきたいという意味合いもございます。そして、事務費とか印刷経費とかもありますけども、そちらを抑えて今回プレミアム率を67%ということとしておりますので、そういう意味合いもございますので、御理解をいただければと思います。

それから、3つ目の販売期間を令和7年4月以降としているが、販売日はもっと早くできないかという御質問でございますが、事業実施においては、予算を可決いただいた後にもろもろの調整を始めていきますが、商品券の印刷や、また今回は飲食向け商品券を発行いたしますので、発行効果を高めるために、飲食店や民宿等宿泊施設の皆様へ、壱岐産の農水産物や焼酎等の利用を促す周知期間も必要となることから、4月以降としております。

なお、本年4月以降にも物価高騰、値上げが予測されております。市民皆様には、御家庭の状況に応じて利用できるよう、期間を販売開始から4か月としたところでございます。

次に、生活物資等物流維持緊急支援事業については、事業名のとおり市民生活に係る生活物資に直結した市内の物流維持を目的としたものでございます。本市は離島であり、島外から生活物資を運んでくる、持ってくることは極めて重要な役割であり、そのことで市民皆様の生活が守られ、また、医療機器や薬、酸素などの生命にも関わる物資輸送によって市民皆様の生命が守られております。また、市内で生産された農水産物や加工品等を島外へ出荷する重要な役割を担っております。

しかしながら、長引く燃料価格高騰は事業継続に大きな打撃を与えていたことから、今回、物流を維持するための支援を行い、市民生活はもとより、医療や介護環境を守るものでございます。

議員の言われる医療・介護施設の物価高騰に対する支援をはじめ様々な支援を検討しております。

したが、県において実施される事業もございますので、本市といたしましては、国からの交付金も限られており、重要度や緊急性を検討し取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第5号～日程第11. 議案第6号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第10、議案第5号及び日程第11、議案第6号の2件を一括議題とします。

提出議案の説明を求めます。草合保健環境部長。

[保健環境部部長（草合 正吉君） 登壇]

○保健環境部部長（草合 正吉君） 議案第5号令和6年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和6年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,616万6,000円とする。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

事項別明細書により内容を御説明申し上げます。

8ページから9ページをお開き願います。

歳入でございますが、補正財源といたしまして、4款1項1目県補助金、保険給付費等交付金及び6款1項1目一般会計繰入金を予算計上いたしております。

10ページから11ページをお開きください。

歳出ですが、1款総務費に人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の補正を計上いたしております。

12ページは、給与費明細書でございます。

次に、議案第6号令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和6年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ349万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,605万9,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,606万7,000円とする。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

事項別明細書により、内容を御説明申し上げます。

8ページから9ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款、4款、5款地域支援事業交付金及び7款繰入金につきましては、法定負担割合に基づき人件費の負担割合といたしまして、それぞれ予算計上いたしております。

8款1項1目繰越金は、今回の補正財源といたしまして、80万6,000円を予算計上いたしております。

10ページから11ページをお開き願います。

歳出でございますが、3款地域支援事業費に人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の補正を計上いたしております。

12ページからは、人件費補正に係る給与費明細書でございます。

以上で、議案第5号及び第6号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

[保健環境部部長（草合 正吉君） 降壇]

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号及び第6号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号及び第6号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号及び第6号を一括採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第5号及び第6号は、原案のとおり全て可決されました。

日程第12. 議案第7号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第12、議案第7号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。平田総務部長。

[総務部部長（平田 英貴君） 登壇]

○総務部部長（平田 英貴君） 議案第7号令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,491万7,000円とする。

第2項は、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページ目は、第1表歳入歳出予算補正、5ページから7ページは事項別明細書でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入予算補正について御説明いたします。

歳入財源といたしましては、一般会計繰入金を160万4,000円増額いたしております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

歳出予算補正について御説明いたします。

1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますが、給与改定及び職員の異動等に伴う増減分として、給料30万7,000円の増、職員手当等76万1,000円の増、共済費53万6,000円の増、合計160万4,000円を計上いたしております。

給与費明細書につきましては、12ページから15ページのとおりでございます。

以上で、議案第7号につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

[総務部部長（平田 英貴君）登壇]

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第8号～日程第14. 議案第9号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第13、議案第8号及び日程第14、議案第9号の2件を一括議題とします。

提出議案の説明を求めます。平本建設部長。

[建設部部長（平本 善広君）登壇]

○建設部部長（平本 善広君） 議案第8号及び議案第9号を続けて御説明申し上げます。

議案第8号令和6年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

第1条、令和6年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度壱岐市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきまして28万4,000円を増額し、支出につきましては92万3,000円を増額いたしております。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、不足する額2億468万1,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,615万6,000円、過年度分損益勘定留保資金1億7,852万5,000円を、不足する額1億9,467万円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,615万6,000円、過年度分損益勘定留保資金1億6,851万4,000円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。収入につきまして、1,001万1,000円を増額いたしております。

第4条、予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

2ページをお願いいたします。

限度額につきまして、8,800万円に増額いたしております。

第5条につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

4ページ、5ページには予算実施計画、6ページには予定キャッシュフロー計算書、8ページ、9ページには給与費明細書、10ページ、11ページには予定貸借対照表を記載しております。

12ページ、13ページをお願いいたします。

予算実施計画明細書の収益的収入及び支出でございますが、収入につきまして、他会計負担金28万4,000円を増額し、支出につきましては、総係費92万3,000円を増額いたしておりますが、これは人事院勧告、制度改定等に伴う職員の人事費に係る補正分でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

資本的収入でございますが、収入につきましては、建設改良企業債750万円、補助金251万1,000円の計1,001万1,000円を増額いたしております。

補助金につきましては、遠隔監視システム整備費に係る国からの交付金の追加の内定通知を受け、増額いたしております。

議案第8号についての説明は、以上でございます。

続きまして、議案第9号令和6年度壱岐市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、令和6年度壱岐市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度壱岐市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきまして30万円を増額し、支出につきましては、75万6,000円を増額いたしております。

第3条につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

4ページには予算実施計画、6ページには予定キャッシュフロー計算書、8ページ、9ページには給与費明細書、10ページ、11ページには開始貸借対照表、12ページ、13ページには予定貸借対照表を記載しております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

予算実施計画明細書の収益的収入及び支出でございますが、収入につきまして他会計負担金30万円を増額し、支出につきましては、総係費75万6,000円を増額しておりますが、これは人事院勧告、制度改定等に伴う職員の人事費に係る補正分でございます。

以上で、議案第8号及び議案第9号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

[建設部部長（平本 善広君） 降壇]

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号及び第9号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号、第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号及び第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立に願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第8号及び第9号は、原案のとおり全て可決されました。

以上で予定された議事は終了いたしましたが、この際、お諮りします。1月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうよう決定いたしました。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、壱岐市議会定例会1月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。皆さん、お疲れさまでした。

午前11時58分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 小金丸益明

署名議員 樋口伊久磨

署名議員 武原由里子